

長 建 協 発 第 87 号
平成 22 年 6 月 2 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

特殊車両通行許可制度について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特殊車両（別紙参照）が道路を通行する場合は、道路法第47条の2の規定に基づき、道路管理者へ申請し通行許可を得る必要がありますが、無許可や許可条件に違反した車両の走行が後を絶たず、重量超過車両が橋梁や塗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼしたり、時には重大事故を引き起こし、社会経済に多大な影響を与えています。

このため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より、当該許可制度の遵守について別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。